

第5次 札幌市バリアフリー基本構想検討部会【第4回】

札幌市 保健福祉局／まちづくり政策局／建設局

本日の議題

1. 前回の検討部会の振り返り
2. 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針案
3. 各施設等の整備の考え方案
4. バリアフリー基本構想改定版の目次案
5. 重点整備地区案(別冊資料参照)

1. 前回の検討部会の振り返り

1. 前回の検討部会の振り返り

■生活関連施設・経路の位置付け

意見・発言

<生活関連施設について>

- ・ 今回の改定で、生活関連施設の分類に関する見直しは行わないのか。
- ・ 主要な生活関連経路を優先的に整備するだけでなく、使われている状況も含めて検討をしたほうがいいと思う。

再検討内容

- 
- 生活関連施設の定義の明確化について、事務局にて再検討
 - ・ 生活関連施設を**主要・その他に分類**し、それぞれの生活関連施設に対して生活関連経路を設定

✓生活関連施設・経路についての位置付け

●主要な生活関連施設【高齢者・障がい者などの利用頻度・用途の重要性を考慮して設定】

⇒旅客施設より「経路延長1km程度」にある主要な生活関連施設を「主要な生活関連経路」で結ぶ

●その他の生活関連施設【主要な生活関連施設以外】

⇒旅客施設より「半径500m程度」にあるその他の生活関連施設を「その他の生活関連経路」で結ぶ

●生活関連経路の整備は、主要な生活関連経路を優先的に整備することを基本としつつ、**地区の整備状況や工事の効率性等を総合的に勘案して決定する。**

最終的にはすべての生活関連経路を整備することを目指す。

1. 前回の検討部会の振り返り

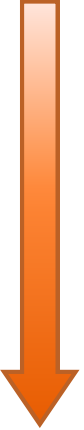
■新たに位置づける生活関連施設

意見・発言

<新たな生活関連施設について>

- ・ 新たに追加された4施設(大規模駐車場、市有の子育て支援施設・観光施設・公立小中学校)を結ぶ経路を主要な生活関連経路にしないという判断は、他の施設よりもランクが下がるというように見える。
- ・ 現在生活関連施設に位置付けられている教育施設や文化施設とのすみ分けがはっきりしない。

再検討内容

- 
- 新たに追加された4施設の位置付けの明確化について、事務局にて再検討
 - ・ 市有の子育て支援施設: 公共施設であるため、**主要な生活関連施設**として追加
 - ・ 観光施設: 文化施設として位置付けられている既存の施設は、文化施設兼観光施設として**主要な生活関連施設**とし、新たに位置付ける観光施設については、観光施設として**その他の生活関連施設**として追加
 - ・ 大規模駐車場: 民間施設であるため、**その他の生活関連施設**として追加
 - ・ 公立小中学校: 教育施設のうち、特別支援学校と公立小中学校は施設の性質が異なるため、公立小中学校については**その他の生活関連施設**として追加

- ✓ 市有の子育て支援施設は、**主要な生活関連施設**として設定
- ✓ 観光施設・大規模駐車場・公立小中学校は、**その他の生活関連施設**として設定

1. 前回の検討部会の振り返り

■既存の生活関連施設の位置付け

意見・発言

<スーパーマーケットなど生活に密着した施設の位置付けについて>

- ・ 市民目線で考えると、週に何度も行くスーパーマーケットをなくしては生活ができない重要な施設。主要な生活関連経路で結んで欲しい。
- ・ 市役所等よりも利用頻度の高いスーパーマーケットを主要な施設として位置付けることが重要である。
- ・ 地域での施設利用のされ方を踏まえ、地域の特性を考慮した生活関連施設の設定方法についても検討してほしい。

再検討内容

- 既存の生活関連施設の位置付けの変更について、事務局にて再検討
 - ・ スーパーマーケットを地域に密着した施設であるとし、主要な生活関連施設としての変更を検討
 - ・ 特定適合施設表示板※を交付された生活関連施設について、主要な生活関連施設としての追加を検討

※特定適合施設表示板



福祉のまちづくり条例に定める整備基準に適合するなど、バリアフリーに関する一定の条件を満たした施設に交付

- ✓ 2,000m²以上のスーパーマーケットについては、旅客施設より経路延長1km程度の範囲のスーパーを**主要な生活関連施設**に変更し、**主要な生活関連経路**で結ぶ
- ✓ 福祉まちづくり条例の「表示板」を交付された施設についても、旅客施設より経路延長1km程度の範囲の施設を**主要な生活関連施設**に追加し、**主要な生活関連経路**で結ぶ

1. 前回の検討部会の振り返り

● 主要な生活関連施設

公共施設(特別支援学校、文化施設、官公署、行政機関が運営する福祉施設、運動施設、旅客施設)、医療施設、スーパーマーケット
⇒旅客施設より「経路延長1km程度」にある主要な生活関連施設を「主要な生活関連経路」で結ぶ

● その他の生活関連施設(主要な生活関連施設以外)

公立小中学校、観光施設、宿泊施設、大規模駐車場など
⇒旅客施設より「半径500m程度」にあるその他の生活関連施設を「その他の生活関連経路」で結ぶ

新たな基本構想の生活関連施設分類表(案)

分類	生活関連施設	施設種別	補 足
教育施設	・特別支援学校(盲学校、ろう学校、養護学校)	主要	○平成27年策定の基本構想において位置付けた施設は引き続き生活関連施設に設定 ○運動施設のうち都市公園については、重点整備地区内の整備の充実を図るため、公園の種類による役割を考慮し、総合公園、運動公園、特殊公園を対象に設定 ○旅客施設は、1日当たりの平均的な乗降客数3,000人以上の旅客施設を対象 ○避難所は、収容人数や他の生活関連施設の立地状況などを踏まえ、各地区1か所以上設定 ○生活関連施設に位置付けられているバリアフリー表示板交付施設は、主要な生活関連施設として設定
	・公立小中学校	その他	
医療施設	・病院(2,000m ² 以上)	主要	
娯楽施設	・劇場、観覧場、映画館又は演芸場(2,000m ² 以上)	その他	
文化施設	・コミュニティセンター ・地区センター ・まちづくりセンター ・その他の集会施設(カナモトホール、教育文化会館など) ・図書館(中央図書館、地区図書館) ・美術館、博物館、郷土館、記念館	主要	
	・観光施設(上記に該当する施設以外)	その他	
商業施設	・スーパーマーケット(2,000m ² 以上)	主要	
商店街	・スーパーマーケット以外の商業施設(2,000m ² 以上) ・商店街(飲食店、銀行等のサービス業を営む店舗を含む)	その他	
郵便局	・郵便局	その他	
宿泊施設	・宿泊施設(2,000m ² 以上)	その他	
官公署	・市役所、区役所、保健所 ・税務署、道税事務所 ・警察署 ・ハローワーク ・年金事務所 ・区保育・子育て支援センター(ちあふる)	主要	
福祉施設	・札幌市老人福祉センター ・札幌市視聴覚障がい者情報センター ・札幌市身体障がい者福祉センター ・北海道障害者職業センター ・老人ホーム、福祉ホーム等(2,000m ² 以上)	主要:行政機関が運営するもの その他:上記以外	
運動施設	・市立体育館 ・競技場、野球場、プール ・都市公園(総合公園、運動公園、特殊公園)	主要	
避難所	・指定避難所	その他	
旅客施設	・乗降客数3,000人/日以上(地下鉄、JR)、路面電車停留場、鉄道駅に近接するバスターミナル ・上記で挙げた生活関連施設の最寄りのバス停留場	主要	
駐車場	・立体駐車場(おおむね100台以上)	その他	

現在の基本構想の生活関連施設分類表(H27.3)

分類	生活関連施設	補 足
教育施設	・盲学校、ろう学校、養護学校	○平成21年策定の基本構想において位置付けた施設は引き続き生活関連施設に設定します。
医療施設*	・病院(2,000m ² 以上)	
娯楽施設*	・劇場、観覧場、映画館又は演芸場(2,000m ² 以上)	
文化施設	・コミュニティセンター ・地区センター ・まちづくりセンター ・その他の集会施設(札幌市民ホール、さっぽろ芸術文化の館、教育文化会館) ・図書館(中央図書館、地区図書館) ・美術館、博物館、郷土館、記念館	
商業施設*	・商業施設(2,000m ² 以上)	○運動施設のうち都市公園については、重点整備地区内の整備の充実を図るため、公園の種類による役割を考慮し、特殊公園を対象に追加します。
商店街	・商店街(飲食店、銀行等のサービス業を営む店舗を含む)	
郵便局	・郵便局	○旅客施設は、1日当たりの平均的な乗降客数5,000人以上の特定旅客施設を対象とし、路面電車停留場を追加します。
宿泊施設*	・宿泊施設(2,000m ² 以上)	
官公署	・市役所、区役所、保健所 ・税務署、道税事務所 ・警察署 ・ハローワーク ・年金事務所	○避難所は、収容人数や他の生活関連施設の立地状況などを踏まえ、各地区1か所以上設定します。
福祉施設	・札幌市老人福祉センター ・札幌市視聴覚障がい者情報センター ・札幌市身体障がい者福祉センター ・北海道障害者職業センター ・老人ホーム、福祉ホーム等(2,000m ² 以上)	
運動施設	・市立体育館 ・競技場、野球場、プール ・都市公園(総合公園、運動公園、特殊公園)	
避難所	・収容避難場所	
旅客施設	・乗降客数5,000人/日以上(地下鉄、JR)、路面電車停留場、鉄道駅に近接するバスターミナル ・上記で挙げた生活関連施設の最寄りのバス停留場	※福祉のまちづくり条例に定める「表示板」の交付を受けた施設のうち、医療施設、娯楽施設、商業施設、宿泊施設(以下これらを「バリアフリー化済み施設」という。)については、施設の規模に関わらず生活関連施設に設定します。

1. 前回の検討部会の振り返り

■生活関連経路の整備の進捗状況と今後の見込み

意見・発言

<整備進捗について>

- ・整備率は現状どのくらいか。また、何年後に100%になるのか。
- ・札幌市として生活関連経路延長が現計画改定後、何年ぐらいで整備が完了するか数値を出すことが必要。

再検討内容

●現状の整備延長・整備率を踏まえ事務局で推計

- ・令和2年度末における現基本構想の整備状況と改定による追加経路の延長は以下のとおり

(単位:km)

	現行の基本構想(R2年度末見込)		改定による追加延長		今後の整備対象 (A+B)
	整備済(整備率)	未整備(A)	整備済	未整備(B)	
主要	130.0(92.7%)	10.3	4.6	34.0	44.3
その他	89.5(73.2%)	32.8	3.4	26.7	59.5
合計	219.5(83.6%)	43.1	8.0	60.7	103.8

※各延長は今後の精査作業により修正となる可能性あり

※「整備済」には、可能な範囲でバリアフリー化を実施した整備も含む(狭幅員道路において、歩道の有効幅員確保や勾配緩和が困難でも、段差解消や舗装面の改良、部分的な点字ブロックの設置は行う場合など)

✓ 改定後の整備対象延長は約104kmとなり、**約10年間で整備完了となる見込み(令和3年度～令和12年度)**

1. 前回の検討部会の振り返り

■冬季のバリアフリー

意見・発言

<生活関連経路について>

- ・生活関連経路は優先的に除雪したほうがバリアフリー経路としての位置付けがはっきりするのではないか。

意見に対する方向性等

●ハード面の取組案

- ・道路除雪は市民からの関心が高いこともあり、引き続き札幌市として最大限の取組を実施(歩道除雪、つるつる路面对策等)
- ・都心部の地下ネットワークの拡充(『都心における開発誘導方針』による取組など)を進めることで、冬季でも安全・安心な移動環境の確保を進める
- ・主要な交通結節点等の更なるバリアフリー化が図られるよう、関係機関との連携を強化

●ソフト面の取組案

- ・札幌市で作成しているバリアフリータウンマップ「さっぽろバリアフリー情報」の内容の更新を適宜実施
- ・心のバリアフリーの普及啓発の推進により、お互いに支え合う社会の実現を目指す



- ✓ 札幌市特有の冬季のバリアフリーは、ハード・ソフト両面で既存の取組の充実を基軸に進める
- ✓ 2030冬季オリンピック・パラリンピックの招致を目指す札幌市として、更なるバリアフリー化の充実について検討を進める

1. 前回の検討部会の振り返り

■ソフト施策の展開

意見・発言

<心のバリアフリーについて>

- ・心のバリアフリー研修(企業向け)については、企業側の障がい者の雇用率が上がっていくなど企業の活動が社会に出てくるのが大事になってくると思うので、目標値を上げてもいいのではないか。
- ・小学生だけでなく中学生に対してもバリアフリー教育を行っていただきたいという思いがある。
- ・中学校や高校で、探究活動(アクティブラーニング)をさせる授業があるので、そういう授業に対応できるような内容の教材づくりを検討していただきたい。

再検討内容



●心のバリアフリー推進施策について事務局で再検討

- ・心のバリアフリー研修(企業向け)の目標値に対する考え方、子どもたちに対する心のバリアフリーの普及・啓発の推進

- ✓心のバリアフリーは、幅広い企業へ浸透させることが重要と考えている。目標値(60名)にとらわれず、初年度の状況も踏まえて幅広い受講をいただける方策を検討したい。
- ✓令和3年度から、市内の中学校3年生に対し、「心のバリアフリーガイド」を要約した福祉読本(中学生用)を配布予定。
- ✓札幌市教育委員会では、人間尊重の教育の推進に取り組んでおり、教育課程編成の手引きに「心のバリアフリーガイド」及び「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」を掲載し、各小中学校での活用を促している。
- ✓福祉読本は、これまで数年に一度の見直しを行っている。次回改訂の際、ご意見も参考に検討したい。

1. 前回の検討部会の振り返り

！ご議論いただきたい事項

・前回の検討部会の振り返り

生活関連施設・経路の位置付け、生活関連経路の整備の進捗状況と今後の見込み、冬季のバリアフリー、ソフト施策の展開など

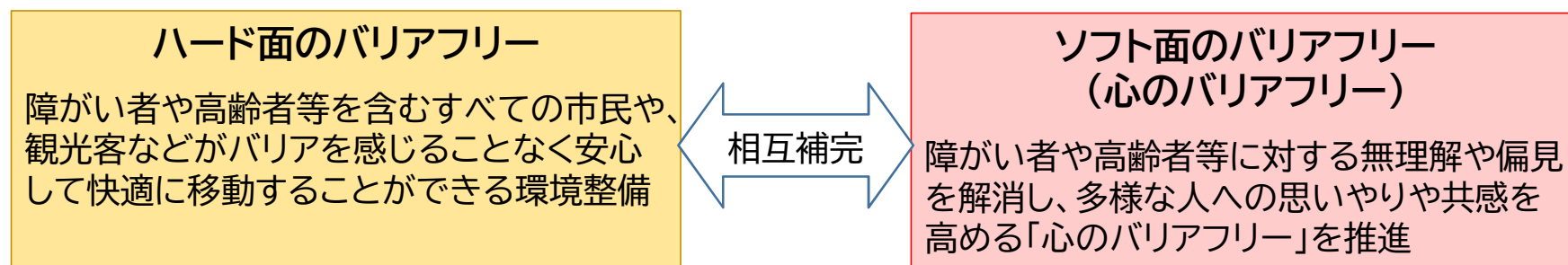
➡・札幌市が再検討した内容は適切か

2. 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針案

2. 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針案

■(振り返り)バリアフリー基本構想の理念

お互いに思いやり支えあう「行ける」が広がるまちづくり



■重点整備地区における移動等円滑化の基本方針案

【基本方針の背景】

札幌市のまちづくりの計画体系において、最上位に位置づけられる「札幌市まちづくり戦略ビジョン」では、全ての市民が社会に参加できる地域づくりを目指し、多くの市民が訪れる駅周辺などで歩いて暮らせるまちづくりの推進を掲げている。

基本構想では、理念を踏まえ、重点的かつ一体的に、ハード・ソフトの両面から市民の生活環境のバリアフリー化を着実に推進することを目的とし、重点整備地区※の移動等円滑化に関する基本方針を定める。

※重点整備地区とは

移動等円滑化に関する事業を重点的かつ一体的に実施することを目指すために指定した地区

2. 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針案

ハードの目標

基本方針1. 生活関連施設等のバリアフリー化の推進・連続した歩行空間ネットワークの形成

- ①生活関連施設及び車両において、着実な取組の推進により、高齢者、障がい者等、全ての施設利用者を対象としたバリアフリー化を段階的に図ります。
- ②生活関連施設相互を結ぶ生活関連経路は、1つ以上のバリアフリー化された経路を確保し、連続した歩行空間ネットワークを形成することにより、その地区を利用する人が安全で快適に目的地まで到達できるようにします。
- ③地区のあるべきネットワーク全体の観点から、人通りが多いなどバリアフリー化の必要性が高い道路を生活関連経路に位置付けることにより、さらなる歩行空間ネットワークの充実化を図ります。

ソフトの目標

基本方針2. 心のバリアフリーの推進

- ①「心のバリアフリー」に関する啓発活動や教育活動、広報活動の更なる推進により、ハード面ばかりでなくソフト面からもバリアフリー化された地域を目指します。

全体的な目標

基本方針3. 共生社会の実現に向けた市民・施設管理者・行政の協働

- ①障がいの有無に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、各施設管理者が施設などのハード面におけるバリアフリー整備を行うだけでなく、市民・企業・行政が施設利用者の立場に立ち、地域全体のバリアフリー化における役割を認識して、緊密に連携し協働します。

2. 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針案

！ご議論いただきたい事項

・重点整備地区における移動等円滑化の基本方針案

基本方針1：生活関連施設等のバリアフリー化の推進・連続した歩行空間ネットワークの形成

基本方針2：心のバリアフリーの推進

基本方針3：共生社会の実現に向けた市民・施設管理者・行政の協働

- ➡・札幌市が提案する重点整備地区における基本方針は適切か
- ・その他、考慮すべき考え方はないか

3. 各施設等の整備の考え方案

3. 各施設等の整備の考え方案

整備の基本方針と推進方策について

- 各施設等の整備の考え方については、以下に示す構成で考え方をまとめる。

札幌市の基本方針

バリアフリー法及び国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の考え方に配慮したうえで示す、札幌市のバリアフリーに関する基本方針

札幌市の推進方策

札幌市における当面の取組

【参考】国の考え方

バリアフリー法を踏まえ、国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成18年制定、令和2年度改定予定)において示される整備の目標

- 国の基本方針では、“道路”と“信号機等”は重点整備地区内における目標値が、これら以外は重点整備地区外を含めた全ての施設を対象とした目標値が示されています。
- 国の基本方針において“バリアフリー化”は“移動等円滑化”と表記されています。
- 整備の考え方は、旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物(公共・民間)、信号機等、心のバリアフリーに分けて整理する予定です。

国の基本方針の主な見直し内容

1. 見直しの視点

⇒ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進

【主な変更点】

- ・旅客施設全般について、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加
- ・鉄軌道駅について、可能な限りバリアフリールートの複数化を進める
- ・建築物について、床面積2,000㎡未満の特別特定建築物等についてもバリアフリー化を促進
- ・移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる「心のバリアフリー」の推進

2. 目標期間

「平成32年までに整備」から「おおむね5年間」へ変更。

3. 各施設等の整備の考え方案

旅客施設(地下鉄駅)

札幌市の基本方針

- 駅周辺施設や駅の利用者数の状況を勘案しながら移動等円滑化の必要性が高い駅出入口を選定しエレベーター等の設置によるバリアフリールートの複数化
- 一般旅客用トイレの洋式化やオストメイト用設備等のバリアフリー機能分散などの改良整備
- ホーム・コンコースに設置する案内標識等を多言語化(4か国5言語)とし、ピクトグラム(JIS)の統一を図る。ホーム案内放送設備を各線ごとに男女別の音声案内へ改修
- 南北線・東西線の車内表示器及び正面行先表示器をカラーユニバーサルデザイン(CUD)認証のフルカラーLED表示器へ更新



札幌市の推進方策

整備項目	ハード	ソフト
2025年 中間目標	・バリアフリールートの複数化(エレベーター等) ・トイレ改修(年3駅程度) ・駅ホーム案内板の改修(2022年度) ・駅ホーム案内表示器の更新(2024年度/南北線・東西線) ・車両案内表示器等の更新(2022年度/南北線17編成・2024年度/東西線24編成)	・知的障がい者向け乗車マナー教室(年1回) ・地下鉄マナーキャンペーン(年4回) ・地下鉄マナー出前教室 ・バリアフリー研修の実施(現場委託会社職員) ・局職員によるバリアフリー研修(年1回)
2030年 目標	・バリアフリールートの複数化(エレベーター等) ・トイレ改修(年3駅程度)	

3. 各施設等の整備の考え方案

旅客施設(JR・路面電車停留所・バスターミナル)

札幌市の基本方針

【JR駅】

- JR駅について、国の基本方針に基づき、地域の要請・支援の下、鉄道駅の構造等の制約条件を踏まえ、可能な限り整備

【路面電車停留所】

- 路面電車停留所について、新たに整備する路面電車停留場についてバリアフリー化を図る

【バスターミナル】

- バスターミナルについて、国の基本方針に基づき、バスターミナルのバリアフリー化に向けた検討を進める



札幌市の推進方策

整備項目		ハード	ソフト
2025年 中間目標	JR駅	内方線ブロックの整備 ・新川駅、新琴似駅 (2020年度) ・上野幌駅 (2021年度)	・車いす利用者には駅係員による乗降介助を行っているが、駅係員不在の時間帯や無人駅など利用しづらい現状があるため、事前に各駅の情報を利用者が取得できるようにするなど、利用しやすい環境づくりに努める。 ・障がい者の介助方法や、障がい者差別解消法の理解深度化など、社員の教育を継続して実施する。 ・ホームから線路への転落防止など、障がい者の安全を確保する。
	路面電車停留所	停留場のバリアフリー化 1駅(累計7駅)	
	バスターミナル	バスターミナルのバリアフリー化 1施設	
2030年 目標	JR駅	段差解消 ・篠路駅(鉄道高架化に係る都市計画事業) ・上野幌駅 ・発寒中央駅	2025年までの実績等を踏まえ設定
	路面電車停留所	停留場のバリアフリー化 3駅(累計9駅)	
	バスターミナル	バスターミナルのバリアフリー化 3施設	

3. 各施設等の整備の考え方案

車両等(低床車両、ノンステップバス、UDタクシー)

札幌市の基本方針

- 鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者と行政が協力しながらバリアフリー化された車両の導入を図る



札幌市の推進方策

- 車両更新時期などに合わせ、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者と行政が協力しながら、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる環境づくりを進める

実施主体	公共交通事業者	行政
2025年 中間目標	<JR> 老朽化した鉄道車両をバリアフリー化された車両に順次更新する <地下鉄> 計画的に車両を更新し、バリアフリー化された車両の導入を図る <市電> バリアフリー化された車両の導入を図る <バス> 行政が協力しながら、バリアフリー化された車両の導入を図る <タクシー> 行政が協力し、補助金を活用しながらバリアフリー化された車両の導入を図る	・各事業者と協力しながら、バリアフリー化された車両の導入を図る
2030年 目標	同上	

3. 各施設等の整備の考え方案

道路

札幌市の基本方針

- 重点整備地区内の全ての生活関連経路について、バリアフリー化と適切な維持管理を実施



札幌市の推進方策

整備項目	ハード	ソフト
2025年 中間目標	【優先的に実施する項目】 ・段差の解消や、勾配の改善 ・舗装面や目地についての改善 ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・雨水枳等の道路附帯施設の改善 ・歩道除雪やつるつる路面对策の実施 【段階的に実施する項目】 ・休憩施設の設置検討 ・案内標識の設置検討 ・照明灯の適切な配置検討 生活関連経路のバリアフリー化率:80%	・歩道除雪や歩行の支障となる違法駐車に対する指導、マナーの啓発 ・歩行の支障になる違法駐輪に対する指導、及びマナーの啓発、撤去 ・道路への雪出しに対する指導、マナーの啓発
2030年 目標	【優先的に実施する項目】 同上 【段階的に実施する項目】 同上 生活関連経路のバリアフリー化率:100%	・歩行の支障になる不法占用物件に対する指導

3. 各施設等の整備の考え方案

路外駐車場

札幌市の基本方針

- ・ 駐車場事業者の協力を得ながら、特定路外駐車場のバリアフリー化を実施

※特定路外駐車場とは：

道路の路面外に設置される、一般公共の用に供される500m²以上の有料駐車場



札幌市の推進方策

- ・ 特定路外駐車場の届出の機会に、駐車場事業者への協力要請を行いながら、バリアフリー化を実施
- ・ また、障がい者等用駐車場などの利用適正化のため、利用マナーに関する啓発活動を実施

実施主体	民間事業者	行政
2025年 中間目標	・障がい者等用駐車場の設置などバリアフリー化への協力	・駐車場事業者へバリアフリー化の協力要請 ・行政管理の特定路外駐車場の障がい者等用駐車場の設置などのバリアフリー化を実施
2030年 目標	同上	

3. 各施設等の整備の考え方案

都市公園

札幌市の基本方針

- 再整備や施設改修に合わせてバリアフリー化を実施し、特に観光客の多い主要公園のバリアフリー化を推進
- バリアフリー情報提供の充実とチラシやHPによるマナー啓発についても推進
- 園路・広場について、経年変化により実績値と異なる状況が散見されるため、調査・修繕なども併せて実施
- トイレについては、公園内にある全棟数ベースでバリアフリー化適合率を集計する。また、観光客などの利用が多い主要公園のトイレを対象として、優先的にバリアフリー化を進める

《主要公園とは》

総合公園(厚別山本公園を除く10公園)、
運動公園(農試公園、屯田西公園、手稲稻積公園)、
特殊公園(大通公園、創成川公園)の計15公園

札幌市の推進方策

整備項目	ハード	ソフト
2025年 中間目標	<園路・広場> バリアフリー化適合率 81% <駐車場> バリアフリー化適合率 65% <トイレ(棟数ベース)> バリアフリー化適合率 42%	・公園検索システムによる駐車場のバリアフリー情報提供とその拡充 ・チラシやHPなどによる身障者に配慮した公園利用マナー啓発
2030年 目標	<園路・広場> バリアフリー化適合率 82% <駐車場> バリアフリー化適合率 72% <トイレ(棟数ベース)> バリアフリー化適合率 51%	



3. 各施設等の整備の考え方案

建築物(市有・民間)

札幌市の基本方針

- ・バリアフリー法及び札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物のバリアフリー化を推進

札幌市の推進方策

- ・2,000㎡以上の特別特定建築物を建築する際は、バリアフリー法の基準に適合させる
- ・<市有>既存の2,000㎡以上の特別特定建築物については、建築物の特性、利用実態、施工性及び費用等を総合的に検討し、右表の整備項目の整備を進める。2,000㎡未満の特別特定建築物についても、上記に準じて検討を進める。
- ・<民間>札幌市は、民間公共的建築物のバリアフリー化を促すための施策を検討する。民間公共的建築物は、市の補助制度等を活用するなどして、施設のバリアフリー化を進める。

※ 民間建築物のバリアフリー化を促進する施策について、今後札幌市内部で検討を進める予定

整備項目	ハード	
2025年 中間目標	出入口	・容易に開閉できる戸への改修などの検討
	廊下等	・視覚障がい者誘導用ブロックの設置などの検討
	階段・傾斜路	・手すりの設置、改善などの検討
	エレベーター	・手すりの設置、改善などの検討
	便所	・多目的トイレの設置などの検討
	敷地内通路	・施設入口までの経路の段差解消などの検討 ・車いすの回転スペースの確保などの検討
	駐車場	・障がい者等用駐車場の設置などの検討
	案内設備	・案内設備及び案内設備までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置などの検討
2030年 目標	標識	・基準に適合したエレベーター、便所、駐車施設の付近に標識の設置などの検討
	同上	

3. 各施設等の整備の考え方案

心のバリアフリー

札幌市の基本方針

- 「心のバリアフリーの普及啓発等により、市民及び事業者の理解と自発的な取組を促進

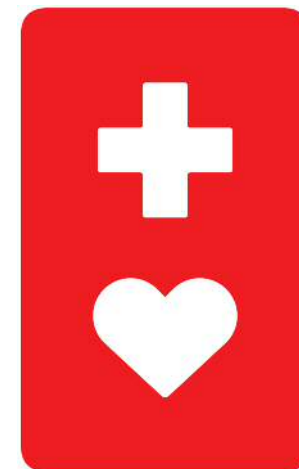
札幌市の推進方策

【2025年中間目標】

- 児童生徒用福祉読本の配布
- 心のバリアフリーに係る市民及び企業向け研修の実施
- 地下鉄広告等の、幅広い市民の目に触れる広報の実施

【2030年目標】

同上



3. 各施設等の整備の考え方案

■【参考】バリアフリー法に基づく国の基本方針における次期目標(R2.11公表) 関係分抜粋

			2025年度末までの目標
鉄軌道	鉄軌道駅 (平均利用者 数が3,000 人/日以上)	段差の解消	○バリアフリー指標として、案内整備の設置を追加 ○3,000人以上/日の施設及び基本構想の生活関連施設に位置付けられ2,000人以上/日の施設を原則100% ○この場合、地域の養成及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ※高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないように、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリールート複数化を進める ※駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の総交の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める
		視覚障害者誘導用ブ ロック	
		案内設備	
		障害者用トイレ	
		ホームドア・可動式ホ ーム柵	○駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速 化することを目指し、全体で3,000番線 ○うち、10万人/日以上駅は800番線
	鉄軌道車両		○約70%
バス	バスターミナ ル	段差の解消	○バリアフリー指標として、案内設備の設置を追加 ○3,000人以上/日の施設及び基本構想の生活関連施設に位置付けられ2,000人以上/日の施設を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブ ロック	
		案内設備	
		障害者用トイレ	
	乗合バス車両	ノンステップバス	約80%
		リフト付きバス等 (適用除外車両)	○約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の 実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化 ○1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施 設（指定空港）へのバス路線を運行する乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、 指定空港へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含 む運行とする

3. 各施設等の整備の考え方案

■【参考】バリアフリー法に基づく国の基本方針における次期目標(R2.11公表) 関係分抜粋

			2025年度末までの目標
タクシー	福祉タクシー車両		○約90,000台 ○各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路		約70%
都市公園	園路及び広場		○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	駐車場		○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約60% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	便所		○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
路外駐車場	特定路外駐車場		約75%
建築物	2,000m ² 以上の特別特定建築物		○床面積の合計が2,000m ² 以上の特別特定建築物を約67% ○床面積の合計が2,000m ² 未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等は原則100%
		音響機能付加信号機	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている信号機については原則100%
		エスコートゾーン	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている道路標示については原則100%
「心のバリアフリー」			○移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する ○「心のバリアフリー」の用語の認知度を約50% ○高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合を原則100%

3. 各施設等の整備の考え方案

！ご議論いただきたい事項

・各施設等の整備の考え方

バリアフリー法や国の基本方針の考え方に配慮し、札幌市における旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、心のバリアフリーの基本方針・推進方策について検討

- ➡・札幌市が提案する各施設等における整備の考え方は適切か
- ・その他、考慮すべき考え方はないか

4. バリアフリー基本構想改定版の目次案

4. バリアフリー基本構想改定版の目次案

(改定)基本構想の目次案	主な掲載内容や根拠
第1章 基本構想の目的と位置付け	
1-1 基本構想策定の背景	・札幌市のバリアフリーに関する概況や国の動きを整理 ・H30、R2における法改正および国の基本方針について整理 ・福祉のまちづくり条例からこれまでの取組などを整理 ・バリアフリー基本構想の策定、見直しの概要を整理
1-2 基本構想の位置づけ	・国や関連計画におけるバリアフリーの位置付けを整理 ・法改正や国の基本方針、札幌市の各種計画との関係性を整理
1-3 SDGsとバリアフリー基本構想の関係 【新規】	・持続可能な開発目標としてバリアフリー化が位置付けられているため、基本構想に掲載
第2章 札幌市のバリアフリーに関する現状と課題	
2-1 これまでの施設別整備状況	・旅客施設などの各施設や生活関連経路等の整備状況の整理 ※整備状況の進捗は、第2回検討部会で議論済
2-2 バリアフリー化にあたっての課題 【新規】	・バリアフリー化の推進に向けた課題の再認識を整理
第3章 基本理念と基本方針	
3-1 理念 【新規】	・基本構想の目指すべき方向性を定め、市民に伝えたいことを明確化 ※理念は、第3回検討部会で議論済
3-2 基本方針	・重点整備地区や各施設の設定に係る基本方針を整理 ※基本方針案は、今回の検討部会で検討

4. バリアフリー基本構想改定版の目次案

(改定)基本構想の目次案	主な掲載内容や新規項目の掲載根拠
第4章 重点整備地区と整備の進め方	
4-1 重点整備地区の設定の考え方、重点整備地区の設定	・重点整備地区の設定の考え方や配置を整理 ※重点整備地区の追加については、 第1回検討部会で議論済
4-2 札幌市における生活関連施設の設定	・重点整備地区内の生活関連施設の設定の考え方を整理 ※生活関連施設については、 第2・3回検討部会を経て議論中
4-3 札幌市における生活関連経路の設定	・重点整備地区内の生活関連経路の設定の考え方を整理 ※生活関連経路については、 第3回検討部会を経て議論中
4-4 重点整備地区	・各重点整備地区の配置図を整理 ※重点整備地区案は、 今回の検討部会で検討
4-5 各施設等の整備の考え方	・旅客施設・車両・道路・信号機等の整備の考え方を整理 ※各施設の整備の考え方は、 今回の検討部会で検討
4-6 ソフト施策によるバリアフリーの充実 【新規】	・国の重点事項として心のバリアフリーがあり別枠で整理 ※心のバリアフリーについては、 第3回検討部会で議論済
4-7 バリアフリー情報の発信 【新規】	・情報化社会における国の動向を踏まえて別枠で整理 ※情報提供の充実については、 第3回検討部会で議論済
第5章 バリアフリー化の推進に向けた取組	
5-1 ユニバーサル社会の実現、スパイラルアップの考え方	・ハード・ソフトを含めた今後の推進方策を整理 ・段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)を図るための取組の方向性を整理
5-2 推進体制 【新規】	・ハード・ソフトの取組を推進する体制を整理

4. バリアフリー基本構想改定版の目次案

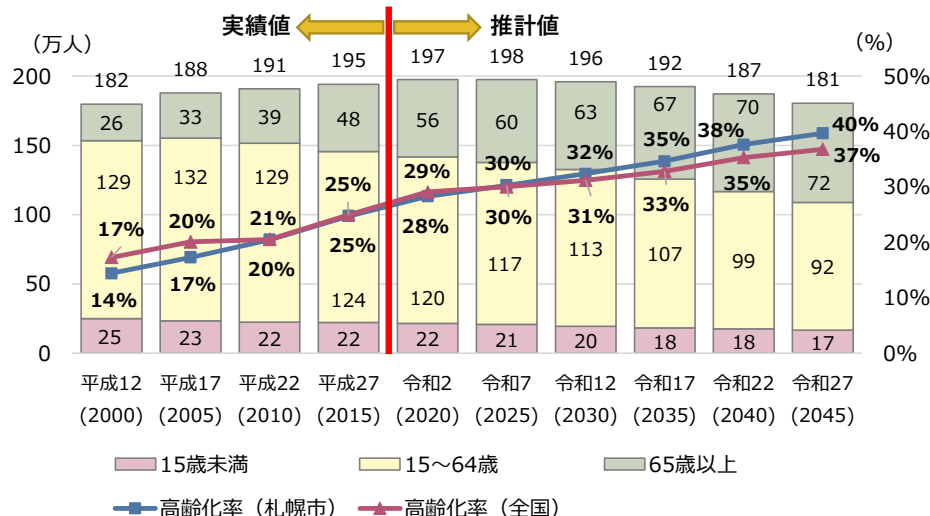
■第1章 基本構想の目的と位置付け

- 札幌市のバリアフリーにかかわる概況や国の動き、及び、法改正のポイント、関連する計画等の動向を整理することで、**札幌市のバリアフリー基本構想改定の目的と位置付けを記載**

▼札幌市の概況

- 札幌市の人口は減少傾向に転じることが予測されている一方、65歳以上の高齢者数は増加を続け、令和7年には市民の約3割が高齢者となることが見込まれている。その後、全国平均よりも速いペースでの高齢化が推計されている
- 支援・見守りが必要な介護認定者や障がいのある方も増加傾向

【札幌市の人口の推移、全国と札幌市の高齢化率の推移】

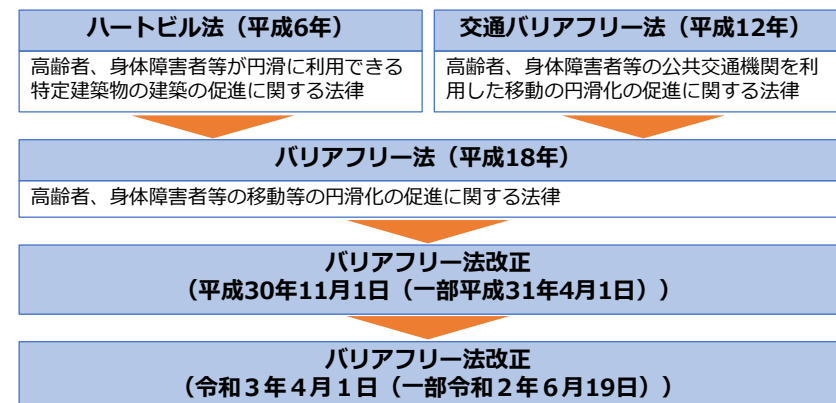


データ参照元：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

▼我が国におけるバリアフリー化の取組

- 平成18年には、総合的・一体的なバリアフリー施策を推進するために「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」とを統合した「バリアフリー法」が施行
- 平成30年には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としてバリアフリー化を一層推進するため、バリアフリー法が改正され、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化などが位置づけ
- さらに、令和2年には、「心のバリアフリー化」に係る施策などソフト対策等を強化する法改正（令和2年及び令和3年施行）

【バリアフリー法の流れ】



4. バリアフリー基本構想改定版の目次案

■第2章 札幌市のバリアフリーに関する現状と課題

- 旅客施設などの各施設、生活関連経路等の整備状況を整理するとともに、バリアフリー化の推進に向けた課題の再認識について整理

▼施設の整備状況

施設		整備内容	H21	R01	R01-H21
旅客施設	JR駅	・経路(段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等)、エレベータ設置、トイレのバリアフリー ・地下鉄駅のエレベーターの増設 ・地下鉄ホームドア整備	61.9%	90.9%	29.0%向上
	地下鉄駅		84.8%	100.0%	100%達成
車両等	ノンステップバス	車両の更新時期などに合わせて、各事業者と協力してバリアフリーされた車両の導入	—	42.6%	—
	UDタクシー(H29～)		—	11.4%	—
道路		段差解消、勾配改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等	40.2%	80.3%	40.1%向上
信号機等		音響式信号機、青時間の延長機能を有する信号機の整備	56.5%	100.0%	100%達成
路外駐車場		障がい者等用駐車場の設置への協力依頼、利用マナーに関する啓発活動	—	約90%	
都市公園	園路	園路及び広場、駐車場、トイレのバリアフリー化	74.2%	79.3%	5.1%向上
	駐車場		49.2%	60.9%	11.7%向上
	トイレ		28.2%	36.0%	7.8%向上
市有建築物	経路	経路(段差解消、幅員の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等)、エレベーターの設置、トイレのバリアフリー化	3.4%	49.2%	45.8%向上
	エレベーター		39.7%	57.6%	17.9%向上
	トイレ		39.7%	76.3%	36.6%向上

▼バリアフリー化にあたっての今後の課題

- これまで以上に住みよい地域を実現するため、ハード・ソフトの両面でのバリアフリー化による支援が必要
- 冬季オリンピック・パラリンピック2030招致を目指す札幌市として、更なるバリアフリー化の推進が必要

4. バリアフリー基本構想改定版の目次案

■第3章 基本理念と基本方針

- 基本構想の目指すべき方向性を定め、市民に伝えたいことを基本理念として明確化し、基本理念に基づく重点整備地区や各施設の設定に係る基本方針を整理

▼基本理念

お互いに思いやり支えあう 「行ける」が広がるまちづくり

▼基本方針

基本方針1. 生活関連施設等のバリアフリー化の推進・連続した歩行空間ネットワークの形成

基本方針2. 心のバリアフリーの推進

基本方針3. 共生社会の実現に向けた市民・施設管理者・行政の協働

⇒詳細は本日の検討部会で議論

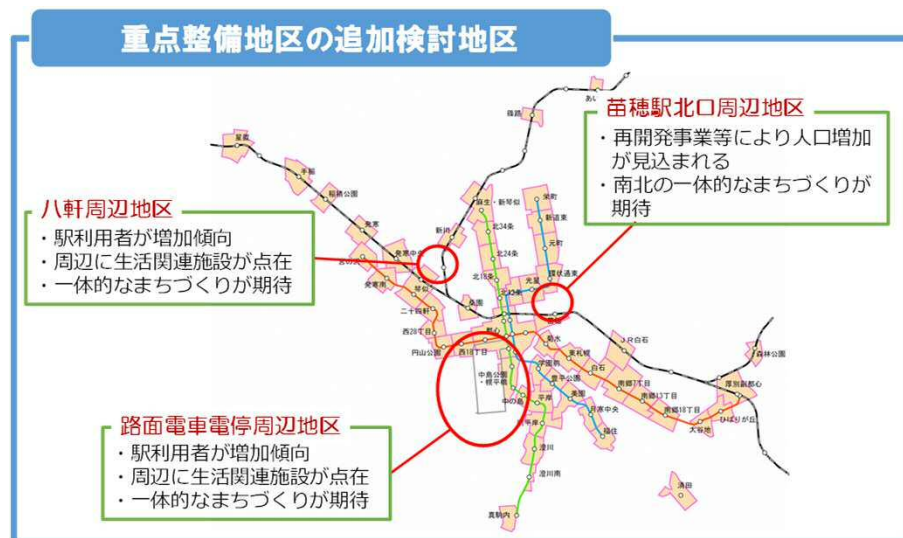
4. バリアフリー基本構想改定版の目次案

■第4章 重点整備地区と整備の進め方

- 重点整備地区の設定の考え方、地区内の生活関連施設や生活関連経路の設定の考え方を整理し、各重点整備地区の施設・経路の配置を明確化
- 対象施設(旅客施設、車両等、道路、信号機等)の整備の考え方を整理するとともに、「心のバリアフリー」の基本方針と推進方策を新たに追加

▼重点整備地区の設定

- これまでの重点整備地区の考え方に以下の視点を追加
 - ⇒利用者が3,000人/日以上で重点整備地区に含まれていない地区
 - ⇒地域特性などから整備が必要と考えられる地区
 - ⇒立地適正化計画などのまちづくり計画等との整合性を図る



▼生活関連施設及び生活関連経路の設定

- 生活関連施設を「主要」と「その他」に分類し、それぞれの施設につなぐ経路についても「主要」「その他」として分類

⇒詳細は今回の検討部会で議論

▼各対象施設の整備の考え方

- これまでの整備状況や国の動きを踏まえて、新たな整備等の考え方や目標設定を行う

⇒詳細は今回の検討部会で議論

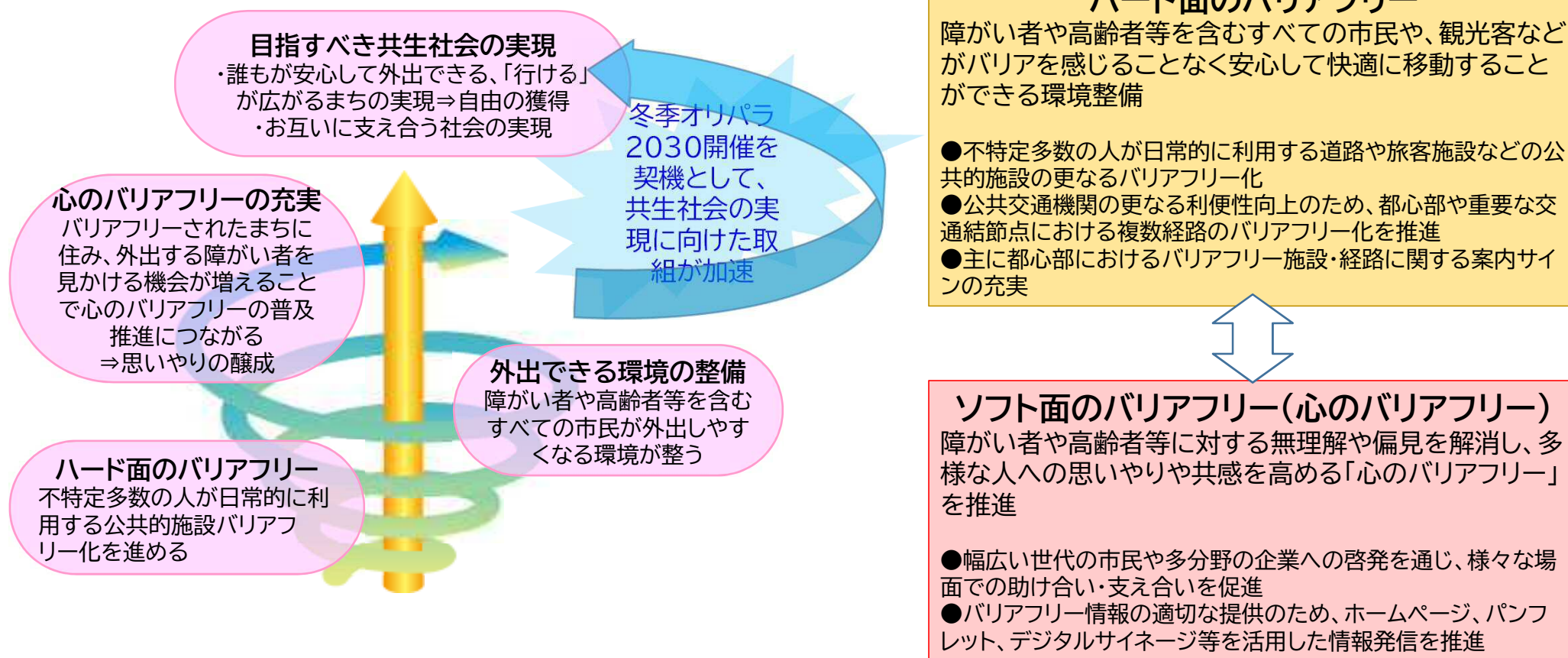


4. バリアフリー基本構想改定版の目次案

■第5章 バリアフリー化の推進に向けた取組

- ハード・ソフトを含めた今後の推進方策を整理するとともに、段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)を図るための取組の方向性を整理し、取組を推進するための体制についても掲載

▼スパイラルアップによる取組の方向性イメージ



⇒詳細な掲載内容は今後の検討

4. バリアフリー基本構想改定版の目次案

！ご議論いただきたい事項

・バリアフリー基本構想改定版の目次案

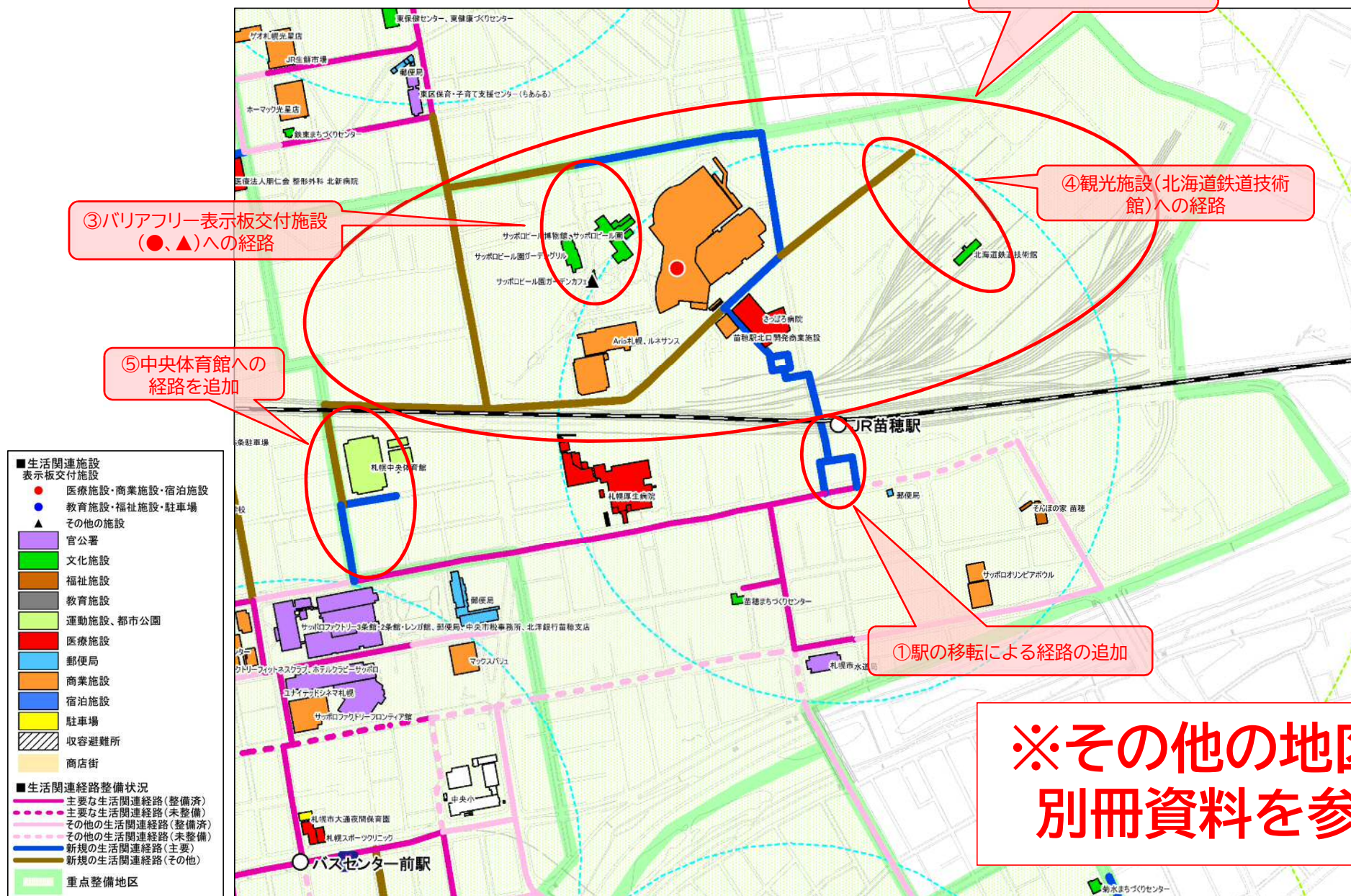
これまでの検討部会における議論等を踏まえ、バリアフリー基本構想改定版の目次案について検討

- ➡・札幌市が提案する目次案は適切か
- ・その他、基本構想改定版に盛り込むべき項目はないか

5. 重点整備地区案

5. 重点整備地区案

重点整備地区の例(苗穂地区)



5. 重点整備地区案

！ご議論いただきたい事項

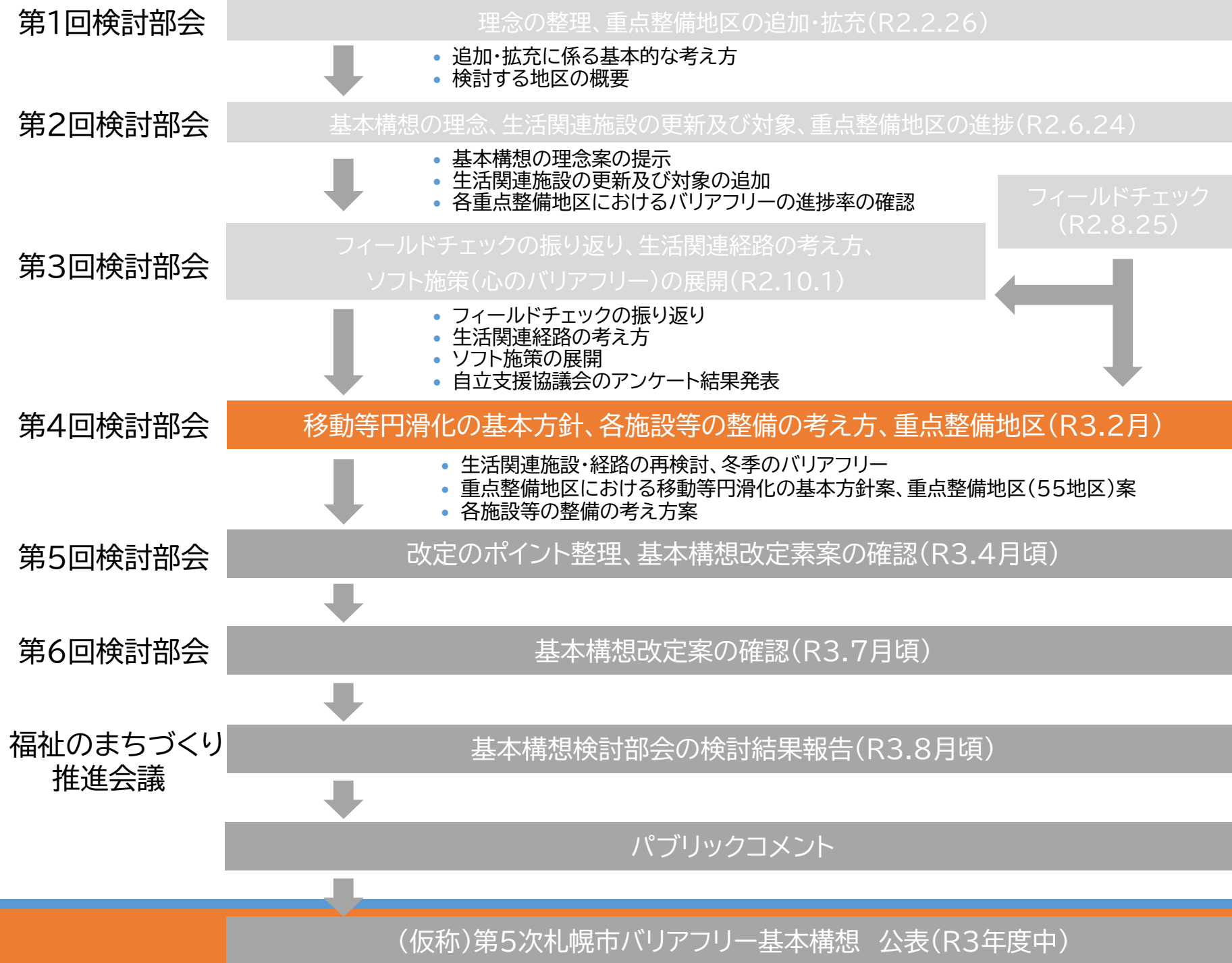
・重点整備地区案(別冊資料参照)

これまでの検討部会において議論した重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路の考え方を踏まえ、各重点整備地区の図面案を作成(全55地区)

- ➡・札幌市が提案する重点整備地区案は適切か
- ・その他考慮すべき考え方はないか

今後のスケジュール

今後のスケジュール



令和元年度

令和2年度

令和3年度